

宇治市スポーツ賞表彰要領

I 趣旨

この要領は、宇治市スポーツ賞表彰要綱に基づく表彰事務を取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

II 表彰の区分及び表彰（推薦）の基準

表彰の区分及び被表彰者・団体に係る表彰（推薦）の基準は、次のとおりとする。

1 優秀選手賞・優秀団体賞・ジュニア賞・奨励賞

スポーツに関し優秀な成績を収めたもの（要綱第2条第1項第1号）

(1) 優秀選手賞・優秀団体賞

高校生以上（推薦事由が発生した時点）で、次の要件のいずれかを満たすもの

- ① 当該年において、権威ある国際競技会（数カ国以上をもって構成された大会で、中央競技団体が国際競技会と認める大会）で優秀な成績を収めたもの
 - ア 3位以内の成績を収めた者又は市内に事務所を有する団体
 - イ 市外に事務所を有する団体の一員として出場し優勝した者
- ② 当該年において、権威ある全国競技会（中央競技団体が主催、主管する大会で、中央競技団体が全国競技会と認める大会）で優秀な成績を収めたもの
 - ア 2位以内の成績を収めた者又は市内に事務所を有する団体
 - イ 市外に事務所を有する団体の一員として出場し優勝した者
- ③ 当該年において、スポーツ競技会で日本（最高）記録[対象別（最高）記録を含む。]を樹立・更新した者（市外に事務所を有する団体の一員として出場した者を含む。）又は市内に事務所を有する団体
- ④ 当該年において、権威ある国際競技会又は全国競技会で、最優秀選手に選ばれる等、優秀な成果を収めた者
- ⑤ 当該年において、競技スポーツ以外のスポーツ（登山等、直接勝敗を競わないスポーツ）で、優れた技術、力量等により国際的又は全国的に優秀な成果を収めた者（市外に事務所を有する団体の一員として出場した者を含む。）又は市内に事務所を有する団体

(2) ジュニア賞

小・中学生（推薦事由が発生した時点）で、次の要件のいずれかを満たすもの

- ① 当該年において、権威ある国際競技会又は中央競技団体や中央統括団体が主催、後援する全国競技会で、優秀な成績を収めた者
 - ア 6位以内の成績を収めた者又は市内に事務所を有する団体
 - イ 市外に事務所を有する団体の一員として出場し優勝した者
- ② 当該年において、スポーツ競技会で日本（最高）記録[対象別（最高）記録を含む。]

- を樹立・更新した者（市外に事務所を有する団体の一員として出場した者を含む。）又は市内に事務所を有する団体
- ③ 当該年において、権威ある国際競技会又は全国競技会で、最優秀選手に選ばれる等、優秀な成果を収めた者
 - ④ 当該年において、競技スポーツ以外のスポーツ（登山等、直接勝敗を競わないスポーツ）で、優れた技術、力量等により国際的又は全国的に優秀な成果を収めた者（市外に事務所を有する団体の一員として出場した者を含む。）又は市内に事務所を有する団体

(3) 奨励賞

小・中学生（推薦事由が発生した時点）で、当該年において、中央競技団体や中央統括団体が主催、後援する近畿規模の競技会で、3位以内の成績を収めた者又は市内に事務所を有する団体及び京都府中学校体育連盟が主催する京都府規模の競技会で、1位の成績を収めた者又は団体。

ただし、過去に同じ競技において、個人として、この規定による表彰を受けた者を除く。

2 功労賞

体育・スポーツの振興に多年にわたり功績のあったもの（要綱第2条第1項第3号）又は優秀な選手の育成指導に功績のあった者（要綱第2条第1項第2号）で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすもの

ただし、過去において個人として、功労賞の表彰を受けた者を除く。

(1) 地域・生涯スポーツ振興功労

- ① 各地域体育振興会において、役員として原則20年以上にわたって地域・生涯スポーツの普及、振興及び発展に顕著な功績を収めた者
- ② 総合型地域スポーツクラブにおいて、役員として原則10年以上にわたって地域・生涯スポーツの普及・振興に係る企画・運営に尽力した者
- ③ その他、地域・生涯スポーツの普及、振興に特に顕著な功績のあった者又は団体

(2) 競技スポーツ振興功労

- ① 体育・スポーツ関係の競技組織、競技団体等において原則20年以上にわたって体育・スポーツの普及、振興及び発展に顕著な功績を収めた者
- ② 競技審判、競技会の運営、記録の収集、情報提供等の特定の分野において、原則25年以上にわたって貢献した者
- ③ 体育・スポーツの振興に係る学術研究分野や従来のスポーツ表彰制度に該当しなかった分野等において大きな功績のあった者
- ④ その他、競技スポーツの普及、振興に特に顕著な功績のあった者又は団体

(3) 選手育成功労

- ① 國際的、全国的なレベルの選手を多数育成し、その功績が大きい者又は団体

- ② ジュニア指導者にあっては、次の要件のいずれかを満たし、その功績が大きい者
 - ア ジュニア賞等権威ある賞を受賞した選手・団体を多数育成したもの
 - イ 3年以上連続して権威ある大会に出場させ、優秀な成績を収めさせたもの

3 特別栄誉賞（要綱第2条第2項）

- (1) 功労賞の推薦要件を満たし、かつ次の要件のいずれかを満たすもの
 - ① 原則として会長歴を有する者で、市レベル以上の体育・スポーツ団体役員として、体育・スポーツの普及・振興・発展に努め、その功績が特に顕著な者
 - ② 市の体育・スポーツの普及・振興・発展に特に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 優秀選手賞、優秀団体賞の推薦要件を満たし、かつ次の要件のいずれかを満たすもの
 - ① 最も権威ある世界的規模のスポーツ競技会（オリンピック等）で3位以内に入賞した者（団体競技の一員として出場した者を含む。）又は団体
 - ② スポーツ競技会において世界（最高）記録を樹立・更新した者（団体競技の一員として出場した者を含む。）又は団体
 - ③ 競技スポーツ以外のスポーツにあっては、その成果が世界初であり、かつ、国際的に顕著であると認められる成果をあげた者（団体の一員として参加した者を含む。）又は団体

4 栄誉賞（要綱第2条第2項）

- (1) 優秀選手賞・優秀団体賞・ジュニア賞の推薦要件を満たし、かつ次の要件のいずれかを満たすもの
 - ① 最も権威ある世界的規模のスポーツ競技会（オリンピック等）で入賞した者（団体競技の一員として出場した者を含む。）又は団体
 - ② 世界的規模の国際競技会において3位以内の成績を収めた者（団体競技の一員として出場した者を含む。）又は団体
- (2) 功労賞の推薦要件を満たし、かつ次の要件を満たすもの
 - ① 指導者として、権威ある国際大会又は全国大会に多年にわたり選手を出場させ、優勝を含む相当の成績を残し、市の体育・スポーツ振興に貢献しその功績が顕著であると認められる成果をあげた者
 - ② 市の体育・スポーツの普及・振興・発展に特に功績があった者又は団体

III 基準日及び推薦事由対象期間（当該年）等

1 基準日及び推薦事由対象期間（当該年）は、次のとおりとする。

- (1) 年齢及び期間の基準日
毎年12月31日を基準日とする。

(2) 推薦事由対象期間（当該年）

毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、事務手続きが可能な場合に限り、1月1日以降に推薦事由が発生したもの前年の表彰として取り扱うことができる。

IV 推薦手続

1 推薦手続は、次のとおり行うものとする。

(1) 被表彰候補者・団体の推薦

被表彰候補者・団体の推薦については、体育・スポーツ関係組織、団体又は所属する団体の長が行う。

(2) 推薦期限

当該年の1月1日から11月30日までに推薦事項が発生した場合は12月の指定する日までに、当該年の12月1日から12月31日までに推薦事項が発生した場合は翌年の1月の指定する日までに推薦調書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(3) 提出先 〒611-8501

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市産業観光部 文化スポーツ課

TEL 0774-20-8759

FAX 0774-20-8977

V 被表彰者・団体の決定及び表彰

1 被表彰者・団体の決定及び表彰は次のとおり行う。

(1) 被表彰者・団体は、別に定める宇治市スポーツ賞選考委員会の選考を経て市長が決定する。（要綱第3条）

(2) 被表彰者・団体の決定及び表彰式については、推薦機関・団体、被表彰者・団体に別途通知する。

(3) 被表彰者・団体の表彰は、原則として市制記念式典において表彰状及び賞を贈り顕彰する。（要綱第4条）

VI その他

この要領に定めるものほか必要な事項は、別に定める。